

糸満市土地開発公社障害者活躍推進計画書

機関名	糸満市土地開発公社
任命権者	糸満市土地開発公社 理事長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
糸満市土地開発公社における障害者雇用に関する課題	糸満市土地開発公社においては、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 これまで、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍した実績もなく、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	○職員採用募集の際は、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。 ○障害者雇用の推進に関する理解を深める。
②定着に関する目標	○今後、障害者である職員の派遣又は採用があった場合は、以下の取り組みにより定着を図る。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○年次有給休暇や病気休暇等、各種休暇の利用を促進する。 ○本人の希望を踏まえつつ、各種研修等への参加を促進しキャリア形成を図る。
4. その他	○各法令に基づき、障害者の活躍の場の拡大に努める。